

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

上記代理人

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年6月9日付けをもって提起された生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の概要

請求人は、預貯金等が減少し、入院等で医療費の支払いが困難になり生活に困窮したとして平成27年4月30日に[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人の資産の活用により最低生活が維持可能であるとして、平成27年5月13日付けで生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

2 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成27年5月13日付けで原処分を受けたことについて、納得できず、その取消しを求めるもので、その理由は、請求人の名義で、請求人の妹がシラス鰻の

取引によって得た収入は請求人の手には渡っておらず、過去に請求人自身がシラス鰻の取引によって得た収入も費消し、預貯金も収入もなく生活に困窮しているという点にある。

3 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

請求人は、過去にシラス鰻の取引によって多額の収入を得ていた。シラス鰻の取引を行うためには[REDACTED]（以下「組合」という。）の組合員であることが必要であるが、本来この組合員ではない請求人の妹が請求人の名義でもってシラス鰻の取引により収入を得ている。請求人の妹が得たこの収入は、請求人のために行使されるべき資産であり、その活用により最低生活の維持は可能と判断し、保護申請を却下したものである。

4 請求人の反論

当審査庁は、請求人に対して、処分庁の弁明に対する反論を求めたが、定められた期限内に反論書は提出されなかった。

このため、当審査庁は請求人の審査請求書及び処分庁の弁明書をもって判断する。

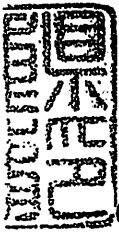
5 事実認定

- (1) 請求人は、平成27年1月23日付けで、入退院による身体機能の低下により無職、無収入となり、貯蓄が減少し生活に困窮したことを理由に保護申請したこと。
- (2) 処分庁は、平成27年2月20日付けで請求人に対し、請求人の高額収入の詳細、使用用途についての回答が不明確であり調査不可能であること、請求人の自宅に、請求人が入院しているため、請求人の妹が代わりにシラスの買取り業務を行う旨記述した張り紙があることから、前年、前々年程度の高額収入が単に妹に引き継がれている状況にあり、十分に活用可能な資力があると判断されることを理由に、保護申請を却下したこと。
- (3) 請求人は、平成27年4月30日付けで、預貯金等が減少し、入院等で医療費の支払いが困難になり生活に困窮したことを理由に再度保護申請したこと。
- (4) 処分庁の組合に対する調査の結果、請求人は平成26年5月以来シラス鰻の取引がないが、請求人の妹については、厳密には組合員ではなかったものの、請求人とは兄弟であり屋号が一緒であったことから、組合は請求人の妹による取引を認め、請求人の妹は平成26年1月から平成27年5月にかけて組合から

67, 173, 950円の支払いを受けていること。

(5) 処分庁の調査の結果、平成27年4月27日付けで組合の組合員である請求人の名義が請求人の妹へ変更されたこと。

(6) 処分庁は、平成27年5月13日付けで請求人に対して原処分をしたこと。



6 判断

(1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者に同項の「利用し得る資産」があると認められる場合は、当然、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められている。

この点に関して、請求人は、上記2のとおり、請求人の名義で、請求人の妹がシラス鰻の取引によって得た収入は請求人の手には渡っておらず、過去に請求人自身がシラス鰻の取引によって得た収入も費消し、預貯金もなく、収入もなく生活に困窮していると主張しているのに対し、処分庁は、上記3のとおり本来組合員ではない請求人の妹が、請求人の名義で得た収入は、請求人が得ることができた収入であり、妹に相当の資力があると判断し、請求人のために行使されるべき資産の活用により最低生活が維持可能と考えざるを得ないとの弁明をしている。

しかしながら、厳密に言えば請求人の妹にはシラス鰻の取引をする資格はなかったものの、請求人とは兄弟であり屋号が一緒であったことから、組合は妹による取引を容認しており、さらに請求人が保護申請を行った時点では、請求人の組合員としての名義が妹に変更されている状態であった。このことから考えれば、請求人の妹が得た収入は妹自身の収入であり、妹の収入に対し請求人に所有権があるとは言い難い。また、仮に、請求人の妹が得た収入が請求人の資産であるとしても、少なくとも請求人の利用し得る資産であると認めることはできないものである。

したがって、処分庁が資産の活用により最低生活が維持可能と判断したことについては、適当であったとは言えない。

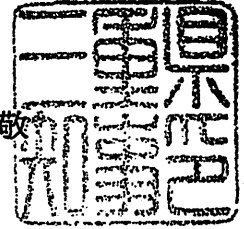
(2) 上記6(1)により、処分庁の行った本件処分は不当であるので、その全部を取り消すべきものである。

7 結論

本件処分に係る審査請求については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年8月12日

三重県知事 鈴木 英 敬



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第8条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となる。）提起することができる（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。